# （様式9-2）

共同企業体協定書（乙型）

（目　的）

第１条　当共同企業体は、静岡市発注に係る　　　　　　　　　　（以下「本事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名　称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する本事業の請負契約の履行後３箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　当企業体は、第１条に規定する本事業を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、本事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住　　　　所

商号又は名称

住　　　　所

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、第１条に規定する本事業の履行に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限、入札に関する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担額）

第８条　各構成員の本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部について発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　　　　　　　　建築工事　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　実施設計　　　商号又は名称

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第１条に規定する本事業の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本事業の履行中発生した共通の経費等については、分担額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（本事業途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が本事業を履行する日までは、脱退することができない。

（本事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、本事業につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協議書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　外 　 社は、上記のとおり

　共同企業体協定を締結したので、その証拠として、この協定書　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

構成員　　住　　　　所

（代表者）　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　住　　　　所

　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

共同企業体協定書第８条に基づく協定書

　　　　発注に係る下記事業については、　　　　　共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員が分担する本事業の分担額を次のとおり定める。

記

　　分担額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

　　　　　　　　　建築工事　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　実施設計　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　外 　 社は、上記のとおり分担額を定めたのでその証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

構成員　　住　　　　所

（代表者）　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　住　　　　所

　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印